

川口市健康・生きがいつくり計画・食育推進計画（第3次）

策定業務委託公募型プロポーザル募集要領

令和6年4月

川 口 市

## 1 件名

川口市健康・生きがいつくり計画・食育推進計画（第3次）策定業務委託

## 2 業務委託の概要

健康増進法及び食育基本法に基づき、地域の特性等を踏まえ、令和7年度から12年間を計画期間とする健康・生きがいつくり計画・食育推進計画（第3次）を策定するもので、基礎資料となる健康増進及び食育推進に関する実態調査を行い、調査結果の集計・分析をした上で、計画策定業務を行うこととする。なお、両計画は一体的に策定するものとする。業務の詳細は仕様書のとおり。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務委託料の上限額

8,745,000円（消費税等相当額10%を含む。）

## 5 参加資格

本案件参加者は、次のすべての要件を満たすこと。

- ① 令和5・6年度川口市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- ④ 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- ⑧ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑨ 健康・生きがいつくりに関する知識を要し、保健・食育推進分野の計画策定業務の経験を有する者であること。

## 6 選定方法

公募型プロポーザル方式。

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、川口市健康・生きがいづくり計画・食育推進計画（第3次）策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査を行い、評価点が最も高い者を受託候補者とする。

## 7 スケジュール（予定）

項目	日程	備考
① 募集開始	令和6年2月26日（月）	関係資料は市ホームページからダウンロード
② 質問書の受付	令和6年2月26日（月） ～3月15日（金） 午後5時まで	電子メールまたはFAXで受付
③ 質問書への回答	質問書受付後、随時 （最終：令和6年3月19日（火））	市ホームページに掲載
④ 参加表明書提出期限	令和6年3月25日（月） 午後5時まで（必着）	持参または郵送
⑤ 企画提案書等提出期限	令和6年4月5日（金） 午後5時まで（必着）	持参または郵送
⑥ 審査 （プレゼンテーション）	令和6年4月11日（木）	時間・場所の詳細は企画提案書提出期限後、別途連絡。
⑦ 審査結果通知	審査後1週間程度	審査結果通知書を送付

## 8 質問及び回答

### （1） 質問書の提出

質問書（様式7）に本プロポーザルに関する質問事項を記入し、「17 本プロポーザルに関する事務担当部署」へ電子メールに添付して提出すること。件名は「川口市川口市健康・生きがいづくり計画・食育推進計画（第3次）策定業務委託プロポーザルに関する質問（社名）」等とし、送信後に確認のため電話により連絡すること。

### （2） 受付期間

令和6年2月26日（月）～3月15日（金）午後5時まで

### （3） 質問に対する回答

提出された質問事項については、随時ホームページ上で回答する。（最終回答日は令和6年3月19日（火））回答は、募集要領及び仕様書等の一部とみなす。

## 9 参加表明書の提出

本業務に係る企画提案を行う者（以下、提案者という。）は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。なお、副本は審査で使用するため、参加者の特定ができないよう企業名を黒塗りにするなど注意すること。

### (1) 提出書類

No	書 類	部 数
1	参加表明書（様式1）	正本1部
2	会社概要調書（様式2）	正本1部、副本7部 （正本は原本、副本は写し） ※押印不要
3	業務実績調書（様式3）※1	
4	業務実施体制調書（様式4）※2	

※1 地方公共団体における保健・食育推進分野の計画の策定・改定業務の業務実績について、会社（参加表明者）・管理技術者及び主要な担当者の分をそれぞれ作成すること。

1 主体につき業務実績を合わせて最大6件（2枚）まで記載できるものとする。

※2 管理技術者（1名）、主要な担当者（2名）について記載すること。

### (2) 提出方法

「17 本プロポーザルに関する事務担当部署」まで、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は事前に担当部署へ連絡すること。

郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと（発送後、要連絡）。

### (3) 提出期限

令和6年3月25日（月）必着

受付時間は平日午前9時～午後5時（持参の場合）

## 10 企画提案書等の提出

表明参加書を提出し、企画提案を希望する者（以下、提案者という。）は次の書類を提出すること。なお、副本は審査で使用するため、参加者の特定ができないよう企業名を黒塗りにするなど注意すること。

### (1) 提出書類

No	書類	部数
1	企画提案書（様式5）	正本1部、副本7部 （正本は原本、副本は写し） ※押印不要
2	価格提案書（様式6）※3	
3	企画提案（任意書式）	

※3 消費税等相当額を含んだ金額とし、別紙で金額内訳（任意書式）を添付すること

### (2) 企画提案内容

以下に示した各項目について提案すること。

- ① 本業務の実施体制
- ② 業務工程計画
- ③ 川口市の保健・医療・福祉・教育・労働分野からみる課題の把握及び分析
- ④ 本業務の実施方針（本業務を進める際の基本的な考え方や提案コンセプトなど）
- ⑤ 本業務の具体的な実施方法
- ⑥ 健康・生きがいつくり計画と食育推進計画の一体化の手法
- ⑦ 提出予定帳票（調査票の見本、成果物のサンプル等）
- ⑧ その他、強みやポイントとなること（任意）

- ・ここに提示する企画提案項目については、最低限必要な項目を示すものであり、各項目の細分化及び追加は自由とする。
- ・指定書式や枚数制限はないが、簡潔で分かりやすい記述とすること。

### (3) 提出方法

「17 本プロポーザルに関する事務担当部署」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は事前に担当部署へ連絡すること。

郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと（発送後、要連絡）。

### (4) 提出期限

令和6年4月5日（金）まで

受付時間は平日午前9時～午後5時（持参の場合）

## 1.1 審査（プレゼンテーション）の実施

提出した企画提案に基づき、審査委員会に対してプレゼンテーションを行うこと。

### (1) 実施予定日及び場所

- ・実施予定日：令和6年4月11日（木）
  - ・場 所：鳩ヶ谷庁舎（川口市三ツ和1-14-3）予定
- ※時間及び場所の詳細は、企画提案書提出期限後、別途連絡する。

### (2) 出席者

プレゼンテーションへの出席者は3人以内とする。なお、説明は原則、業務実施体制調書（様式4）に記載がある者が行うこと。

### (3) 持ち時間

プレゼンテーション20分、質疑応答10分の計30分程度とする。

### (4) その他

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案に沿って行うこと。プレゼンテーションの際にプロジェクターを使用する場合、プロジェクター、スクリーン及びプロジェクターに投影できるパソコンは担当部署が用意するが、データ（USBメモリ等）の準備は提案者がすること。

なお、追加資料の当日配布は不可とする。ただし、プレゼンテーションで使用するスライド等を印刷したものは可とする。

## 1.2 受託候補者の選定

審査委員会が提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を受託候補者として選定する。

### (1) 評価項目

別表の評価項目に基づき、審査する。

### (2) 審査結果の通知

審査委員会による審査結果は、すべての提案者に書面で通知する。

### (3) その他

提案者が1者のみの場合もプレゼンテーションを実施する。なお、評価点数が一定基準に満たない場合は、1者のみであっても受託候補者とししないものとする。

## 1.3 契約の締結

「1.2 受託候補者の選定」で選定された者と契約締結の交渉を行う。交渉が成立しない場合は、評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行う。

#### 1 4 参加及び選定の無効要件

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加及び選定を無効とする。

- ・提出書類が期限内に提出されなかった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ・選定の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた場合
- ・価格提案書の金額が業務委託料の上限額を超えている場合
- ・その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

#### 1 5 提出された書類について

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて提案者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 提出された書類等について、内容の追加及び変更は原則として認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルにおいて必要な場合は複製することがある。また、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはないものとする。
- (5) 業務実施体制調書に記載した担当者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、市の了解を得ること。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者とする。

#### 1 6 その他

- (1) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (2) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (3) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

本件に係る契約は、令和6年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

17 本プロポーザルに関する事務担当部署

川口市保健部保健総務課企画係

電話：048-229-3291

FAX：048-281-5765

(持参の場合)

埼玉県川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎4階

(郵送の場合)

〒332-8601

埼玉県川口市青木2-1-1 川口市保健総務課 行

(電子メールの場合)

087.01030@city.kawaguchi.saitama.jp



別表

評 価 項 目

審査（プレゼンテーション）

大項目	小項目	ポイント
企画提案者 (組織)	実施体制・業務実績	本業務について、体制・実績は十分か
	業務工程計画	業務管理や市への報告方法が確立されているか
企画提案者 (担当者)	本業務に対する理解度	本業務について、目的や趣旨、作業内容等を理解しているか
	健康・生きがいつくりに関する知識・理解度	健康増進法、川口市健康・生きがいつくり計画(第二次)、川口市食育推進計画(第2次)等の施策について、一定の知識や理解が必要とされる
企画提案力	課題把握・分析力	行政が行っている健康・生きがいつくり・食育推進の取組や本市の現状・課題等をどの程度認識し、対応策のイメージを持っているか
	積極性	計画策定に向けた積極的な案の提示や情報収集等を行えるか
	柔軟性	内容の見直しや資料の変更等が生じた際に素早く柔軟な対応が可能か
	資料作成力	資料のまとめ方や成果物の分かりやすさ等
	企画・アイデア力	健康・生きがいつくり計画と食育推進計画の一体化について、本市にとって有益な独自提案が示されているか
費用	金額の順位に応じて点数を付与	

※ 上記の項目を中心に評価を行います。

※ 配点については非公開とします。